

「環境クリーンセンター基幹改良工事・長期包括運営事業 質問書」に関する回答

No.	業務名又は項目	質疑事項	回答
1	基本契約書(案) P-3 第 11 条(損害賠償)	発注者が被った損害の全額について賠償請求ができるものとする とありますが、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害の原因 と因果関係を調査の上、損害の金額は発注者と受注者とで協議し て定めるものとする事としていただけないでしょうか。	基本契約書(案)記載のとおりとします。
2	基本契約書(案) P-4 第 14 条(秘密保持等) 第 3 項	発注者及び事業者は、次の場合には相手方の承諾を要することな く、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開 示することができる。とあり、開示できる場合を(1)～(4)に 列記しています。事業者が守秘義務契約を締結した業務を実施す る場合において不可欠と考えられる下請負会社を開示する場合に おいては、開示してもよいと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	工事請負契約書(案) P-12 第 31 条の 2 (軽微な瑕疵の補修)	発注者は、前条第 2 項又は第 6 項の検査において工事の完成が確 認できた場合(部分使用の許諾等)でも、工事目的物に軽微な瑕 疵が認められるときは、受注者に対して相当の期間を定めて第 37 条に係わらず修補を請求することができる。この場合、受注者は 直ちに修補を行い、発注者の確認を受けなければならない。なお、 受注者が修補を行わないときは、発注者は修補に代え損害の賠償 を請求することができる。とありますが、軽微な瑕疵は、発注者 と受注者の協議・合意により判断され、その瑕疵対象期間は、工 事仕様書(資料 3)の 7. 瑕疵に準じる(2年間)との理解でよろし いでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	業務名又は項目	質疑事項	回答
4	工事請負契約書(案) P-20 第 48 条 (消費税等額の変動)	消費税以外の法令変更に伴う費用負担については、発注者と受注者との協議して定めるものとする。との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	業務委託契約書(案) P-2 第 2 条 (契約の保証)	発注者が确实と認める金融機関等の保証には、箕面市契約規則第 25 条にあるとおり、公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	業務委託契約書(案) P-4 第 11 条 (受注者の使用人等に対する補償)	受注者の使用人等が、委託業務の履行に当たり、事故等により、負傷し、又は死亡することがあっても、発注者はこれに対し補償等一切の責任を負わないものとする。とありますが、「その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたもの」が存在すると考えられます。これについての補償は、発注者にて行っていただけと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	業務委託契約書(案) P-5 第 17 条 (臨機の措置)	本条には、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、火山の噴火、落雷、火災、じょう乱、暴動、その他自然災害等の不可抗力による被害が生じた場合が含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	業務委託契約書(案) P-5 第 18 条 (不履行責任) 第 2 項	発注者は、前項の場合においてその理由が受注者の責めに帰すると認めたときは、受注者に対して、違約金を請求することができる。とありますが、不履行責任は、第 12 条で定める損害賠償責任と重複している点がありますので、発注者と受注者との協議を行うことを前提にしていだけないでしょうか。	業務委託契約書(案)記載のとおりとします。

No.	業務名又は項目	質疑事項	回答
9	業務委託契約書(案) P-10 別紙 2. 物価等の変動に基づく業務委託料の変更	指数について、企業向けサービス価格指数総平均を採用されていますが、人件費の変動については的確に反映している指数ではないと考えます。人件費については厚生労働省の勤労統計調査を指数として採用いただきたくお願いいたします。	業務委託契約書(案)記載のとおりとします。
10	業務委託契約書(案) 乖離請求	要求水準書の記載内容と本施設の現況とに著しい乖離を発見したときには、乖離の状況の共有、対処方法の確認を行うと共に、対処にかかる増加費用等について要求水準書のP-19(5)の記載の通り、乖離請求できると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	業務委託契約書(案) 処理対象物の受入れ等	貴市におきましては、受け入れる処理対象物が、要求水準書に記載の計画ごみ質の範囲内のごみ質を確保するべく努力いただけますようお願いいたします。	計画ごみ質の範囲内の確保に努めます。
12	業務委託契約書(案) 処理不適物の搬入防止	貴市におきましては、受け入れる処理対象物内に処理不適物が混入しないよう、計量(受付)段階において排除いただけますようお願いいたします。	処理不適物排除に努めます。
13	業務委託契約書(案) 処理不適物の搬入防止	処理不適物の混入が原因で本施設に故障等が生じ、修理のための費用が発生するときには、貴市の負担としていただけますようお願いいたします。	環境クリーンセンター長期包括運営委託要求水準書の「資料3 リスク分担表」のP-資3-3「運転停止」に準じるものとします。
14	業務委託契約書(案) ごみ質の変動	施設の処理対象物の性状が計画ごみ質から著しく(正規分布の中心が10%ずれた場合等)逸脱した場合には、委託料を変更いただけますようお願いいたします。その際には処置の詳細について、その際の協議結果に基づいてご対応いただけますようお願いいたします。	環境クリーンセンター長期包括運営委託要求水準書の「資料3 リスク分担表」のP-資3-2「ごみ質」に準じるものとします。

No.	業務名又は項目	質疑事項	回答
15	環境クリーンセンター 基幹改良工事仕様書 P-21 第2章 1-2. その他一般事項 (14)	本仕様に示した以外の機器及び施工に係わる仕様は、建設大臣官 房長官官繕部監修「機械設備工事共通仕様書」(最新)及び「機械 設備工事標準図」(最新)並びに「電気設備工事共通仕様書」(最新)、 「電気設備工事標準図」(最新)を適用する。とありますが、上記 は建築機械設備に対する適用であり、プラント機械設備は対象外 であることをご確認をお願いします。また、プラント機器設備に ついては、「環境クリーンセンター長期包括運営委託 要求水準書」 のP. 21 に示される表 1-4-1 主な関係法令等の一覧に示されてい る法令を遵守するとの認識でよろしいでしょうか。	基本的に環境クリーンセンター基幹改良 工事仕様書記載のとおりとしますが、適切 な規格等がない場合は、施工内容に応じた 適切な規格、例規等に従うものとします。
16	環境クリーンセンター 基幹改良工事仕様書 P-35～37 11-1. 変圧器 11-3. 単独運転検出装置 11-4. 高調波フィルタ 11-5. 非常用電源装置	3) 施工内容に、施設の省エネルギーに寄与すること。とありますが、11-1、11-3～5の機器や装置の単体では、施設の省エネルギーに寄与することができない製品です。その場合は単体ではなく、プラント施設全体の省エネルギーに寄与する考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	環境クリーンセンター 長期包括運営委託要求 水準書 P-27 1. 4. 13 (2) 電気	接続検討申し込みの結果について、4月に一般送配電事業者から回 答があった際には、概略の工事費負担金について、御提示いただ けますようお願いいたします。また、回答内容について懸念点等 が生じた場合によって協議させていただけると考えてよろしいで しょうか。	ご理解のとおりです。

No.	業務名又は項目	質疑事項	回答
18	環境クリーンセンター 長期包括運営委託要求 水準書 P-28 1. 4. 16 委託期間終了時 の取扱い	本市が要求水準書に記載の委託業務を実施するにあたり、支障のない状態で1年間運転できることとありますが、支障のない状態とは、定常のメンテナンスを行った上で適正に運転できる状態のことによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	環境クリーンセンター 長期包括運営委託要求 水準書 P-35 3. 5. 4 対象施設への熱 及び電力等の供給	要求水準書の記載(P-35 3. 5. 4 対象施設への熱及び電力等の供給)にある通り、焼却施設で発電した電力についての有効利用方法は、事業者提案とさせていただいてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	環境クリーンセンター 長期包括運営委託要求 水準書 P-36 第 8 節 止々呂美残灰処 理場の運営管理 3. 8. 2 処理場管理	埋立てを再開した場合の費用負担について、双方協議の上、負担者を定める方向と理解しておりますが、事業期間中は大阪湾広域臨海環境整備センター(大阪湾フェニックスセンター)に搬出することが前提で、費用負担は市殿と解釈することで問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	環境クリーンセンター 長期包括運営委託要求 水準書 P-37~38 第 4 章 維持管理(点検 設備)業務 表 4-1-1、表 4-3-1	表 4-1-1. 法定点検項目、表 4-3-1. 計画修繕リストが参考となっておりますが、これは長期包括期間の運転状況ならびにストックマネジメントを考慮し、最終的に事業者側にて決定することによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	業務名又は項目	質疑事項	回答
22	環境クリーンセンター 長期包括運営委託要求水準書 P-43 施設見学者への対応	施設見学者の申込み受付・受入は、市殿と考えてよろしいでしょうか。	基本的に受付は市が行います。
23	環境クリーンセンター長期包括運営委託要求水準書 資料3-3 リスク分担表 設備機器の性能未達のリスク	性能未達による運転停止リスクは受託者とありますが、直近の施工済みの更新機器等機器更新直後で施工業者と瑕疵期間が残っているものについては市殿にて対応という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	(様式4)自己資本比率の状況 (様式5)流動比率の状況 (様式6)経常利益の状況 (様式7)過去3年間の決算状況	弊社決算期の変更により、平成29年度については移行期間にあたり、9ヶ月間(H29.4~12月)の変則決算となる為、平成28年度までの12ヶ月間の決算における経常利益の状況を報告することでよろしいでしょうか。	決算期間が12ヶ月に満たない年度も含め、直近の会計年度3年度分を報告してください。なお、12ヶ月に満たない年度の「経常利益の状況」及び「過去3年間の決算状況」については、必要に応じ12ヶ月分に換算して評価します。評価に際し参考となる資料があれば添付してください。
25	(様式14)履行体制 (様式18)二酸化炭素抑制への取組 (様式20-1)基幹改良工事 (様式21-1)長期包括運営委託	左記様式については、エクセルでなく、ワードで作成してもよろしいでしょうか。また枚数制限がある場合は、御教示願います。	エクセル・ワードのどちらで作成しても構いませんが、各提案書の表書きについては様式通り作成してください。なお、枚数制限はありません。